

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 6 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂一丁目 3 番 8 号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿豊明殿ほか保全整備一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 6 月 23 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 10 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	22,806,000 円	21,720,000 円	98.98 %
	見 積 金 額	22,575,000 円	21,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、宮殿豊明殿（バルコニー手摺取替，蒸気減圧弁取替，熱交換器改修，空調機活性炭取替），設備管制所（壁修繕，真空暖房ポンプ更新），東渡り廊下職員手洗所（照明及び衛生器具取替）整備を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和 35 年 1 月 29 日に閣議決定された上で，昭和 39 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。 鹿島建設㈱は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 6 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿正殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿正殿保全整備一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 7 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 10 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
	見 積 金 額	16,275,000 円	15,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、正殿ブラインドシャッター改修、正殿機械室熱交換器改修及び空調機活性炭取替を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 ㈱竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 7 月 20 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	東宮御所各所修繕工事一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 7 月 21 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 9 月 15 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,411,050 円	4,201,000 円	99.97 %
	見 積 金 額	4,410,000 円	4,200,000 円	
11	随 契 理 由	東宮御所各所修繕工事は、各種要望事項に対する改修及び経年劣化に対する修繕を行うものである。 東宮御所私室棟における工事は、御留守中の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる場所であり、この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設(株)は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 7 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所機械設備更新ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	御所機械設備更新工事ほか各一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 7 月 24 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	114,765,000 円	109,300,000 円	98.81 %
	見 積 金 額	113,400,000 円	108,000,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、御所屋外機械置場に設置の空気調和設備（直だき吸収令温水機・空調用ポンプ）及び関連設備の経年劣化による更新並びに各所レースカーテンの更新、大広間木製シャンデリアの修繕等を実施するものである。 本工事は、両陛下の御生活において重要な設備である空調設備の更新等を行うことから、限られた期間の中、御生活への影響を最小限にとどめるよう、機能停止・試運転調整及び機能復旧など綿密に計画したうえ、工事を行う必要がある。 施工にあたっては、予定されている短期御留守を利用し、集中的に工事を行うものの、すべてを御留守期間中に完成させることが困難であるため、その前後の御在殿中においても配管工事等を行う必要がある。また、御留守中の工事においても御帰りの前には、毎回すべての機能を一時回復させることが必要であることから、より綿密な工程管理と作業の効率性を強く求めるところである。 以上のように、当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に既存システムとの整合性を保ち、安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 ㈱大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 8 月 16 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸客用手洗所改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事・電気設備工事・機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 8 月 17 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,084,100 円	4,842,000 円	99.75 %
	見 積 金 額	5,071,500 円	4,830,000 円	
11	随 契 理 由	三笠宮邸客用手洗所改修ほか工事は、三笠宮邸公室棟の客用手洗所経年劣化に伴う改修及び私室棟のテレビ共同受信設備等の設備改修を行うものである。 施行場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため、日々の御生活及び御公務（来客接遇）等に影響を生じないように、御留守中等の限られた期間内の工事施工を優先的に計画すると同時に、御在殿中作業については作業音・臭気などに厳格な管理を求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全、円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 8 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 8 月 25 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 11 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	21,672,000 円	20,640,000 円	99.32 %
	見 積 金 額	21,525,000 円	20,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、宮殿長和殿整備（南溜絨毯敷替，南車寄ブロンズパネル取替，南車寄敷石補修，中庭口男子便所改修，熱交換器改修，空調機活性炭取替）を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和 3 5 年 1 月 2 9 日に閣議決定された上で，昭和 3 9 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。 清水建設㈱は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 10 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 10 月 7 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 12 月 24 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	8, 157, 450 円	7, 769, 000 円	99. 75 %
	見 積 金 額	8, 137, 500 円	7, 750, 000 円	
11	随 契 理 由	本工事は，宮殿表御座所（床木部修繕，特殊障子紙張替，蒸気減圧弁取替，熱交換器改修，空調機活性炭取替，除湿器取替），連翠（蒸気減圧弁取替，熱交換器改修，空調機活性炭取替，除湿器取替壁修繕）整備を行う工事である。 宮殿は，国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和 3 5 年 1 月 2 9 日に閣議決定された上で，昭和 3 9 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。 ㈱大林組は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 10 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	寛仁親王邸中庭タイル張替工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	タイル張替工事一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 10 月 9 日		
9	工 期（至）	平成 22 年 12 月 28 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	2,755,200 円	2,624,000 円	99.08 %
	見 積 金 額	2,730,000 円	2,600,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、寛仁親王邸の中庭のタイルを張り替える工事である。 施工場所は、宮邸の玄関の正面にあり、また、御生活に直接関わる部分に隣接しており、御生活や行事に合わせ、各種の制約（工事中断等）を受けながら工事を行うことが必要であるとともに、既存部分との意匠の整合性が求められる工事でもある。 これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、当該施設の増築・改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 11 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸公室棟玄関ホールほかじゅうたん張替工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	玄関ホール，廊下じゅうたん張替一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 11 月 6 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	2,505,300 円	2,386,000 円	71.24 %
	見 積 金 額	1,785,000 円	1,700,000 円	
11	随 契 理 由	秋篠宮邸公室棟玄関ホールほかじゅうたん張替工事は，秋篠宮邸公室棟のじゅうたんについて，経年劣化に対する張替を行うものである。 施工場所は，宮邸の中で御生活に直接関わる部分や，御在殿中頻繁にかつ突然の来客の機会に使用される応接室へのアプローチ動線である玄関ホール及び廊下である。そのため，御留守中等の限られた期間内に調査及び施工を完了することを求めら，また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく，確実に施工を完了させるためには，施設の形状等を熟知し，高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は，当該施設の新築（旧秩父宮邸）及び増築改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全，円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 12 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社山武		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号		
4	工 事 件 名	御所ほか自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	自動制御設備改修一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 12 月 7 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 25 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	10,269,000 円	9,780,000 円	99.18 %
	見 積 金 額	10,185,000 円	9,700,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、御所・宮内庁庁舎・宮殿・宮内庁病院の各建物に設置されている自動制御設備の一部を改修する工事である。 当該自動制御設備は、各建物の空調設備等の運転を適切に制御するための設備である。 本工事では、当該自動制御設備が関わる空調設備等の稼働から停止まで一連の運転を正常に制御し、運転状態の監視も常時できるよう製造者だけが持つ独自のデータに基づき調整する必要がある。 従って、本工事では他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料やデータを保有している製造者による施工が必要であり、他社では修理後の試運転において当該設備が正常に機能していることを確認し判断することが極めて困難であるため、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、適切に動作しない等著しい支障が生じる恐れがある。 株式会社山武は、当該自動制御設備の設置工事を施工した会社で、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の会社であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 22 年 12 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿内装整備ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 22 年 12 月 23 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	18,081,000 円	17,220,000 円	98.72 %
	見 積 金 額	17,850,000 円	17,000,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は，宮殿長和殿北溜絨毯敷替，長和殿家具庫除湿機取替を行う工事である。 宮殿は，国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和 3 5 年 1 月 2 9 日に閣議決定された上で，昭和 3 9 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。 清水建設㈱は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 1 月 20 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸公室棟天井裂地張替ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	公室棟天井裂地張替，サンルームシーリング更新，木製建具修繕各一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 1 月 21 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,924,500 円	4,690,000 円	99.14 %
	見 積 金 額	4,882,500 円	4,650,000 円	
11	随 契 理 由	秋篠宮邸公室棟天井裂地張替ほか工事は，秋篠宮邸公室棟の天井裂地及び私室棟サンルーム屋根のシーリングについて経年劣化に伴う更新と，公室棟木製建具の修繕を行うものである。 公室棟の主な施工場所は宮邸の中で御生活に直接関わる部分や，御在殿中頻繁にかつ突然の来客の機会に使用される応接室へのアプローチ動線である玄関ホール及び廊下である。また，私室棟サンルームは御生活に直接関わる部分である。そのため，御留守中等の限られた期間内に調査及び施工を完了させるためには，施設の形状等を熟知し，高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は，当該施設の新築（旧秩父宮邸）及び増築改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全，円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 23 年 2 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	剋真建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	栃木県真岡市田町1515番地 4		
4	工 事 件 名	御料牧場肉加工所改修ほか第 2 回工事		
5	工 事 場 所	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢（御料牧場内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	土木工事一式		
8	工 期（自）	平成 23 年 2 月 4 日		
9	工 期（至）	平成 23 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,428,900 円	4,218,000 円	98.38 %
	見 積 金 額	4,357,500 円	4,150,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、御料牧場肉加工所改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮，経費の節減，安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)		